

美しい森林づくり基盤整備交付金

趣旨

- 森林による二酸化炭素の吸収作用を保全し強化する重要性が増していることから、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく間伐等を支援します。

主な支援対象者

- 市町村、森林組合等、森林所有者 等
- ※ 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき市町村が策定する特定間伐等促進計画において、事業主体に位置付けられている必要があります。
- ※ 森林組合や森林所有者等が実施する場合は、市町村から補助金が交付されます。

支援対象となる作業等

- 特定間伐等促進計画に位置付けられた造林及び間伐等の森林施業
- 路網の開設・改良
- 森林の多面的機能の維持増進のために行う施設等整備、森林整備に関連するソフト経費

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法について

地球温暖化防止対策としての森林吸収量の確保に向け、森林の間伐や造林等を促進するため、平成20年5月16日に公布・施行された法律です。令和3年3月には、令和12年度までの間に行われる間伐等や成長に優れた苗木（特定苗木）の生産に必要な母樹（特定母樹）の増殖の引き続きの推進に加え、成長に優れた苗木を用いた再造林の促進を目的とした改正が行われました。

この法律に基づき、市町村が特定間伐等促進計画を作成し、それに基づいて事業を実施する場合、本交付金の対象となるほか、地方債の特例や伐採届出の特例などのメリットがあります。

特定間伐等促進計画を作成した場合のメリット

森林整備事業における優遇措置

計画に基づき間伐や造林を実施する場合、森林整備事業において森林経営計画を作成した場合と同水準の助成を受けられます。

地方債の特例

計画に基づく間伐等に要する経費（上記2つの国の補助事業に対する地方公共団体の負担分）について、地方債の起債対象となり、また、その元利償還金の3割については、特別交付税が措置されます。これにより、国の補助事業に対する都道府県や市町村の負担が軽減・平準化され、事業が実施しやすくなります。

交付金の交付 (美しい森林づくり基盤整備交付金)

農林水産大臣に対し市町村が計画を提出した場合、計画に基づく間伐等は国が直接交付する交付金の対象となります。従来、市町村が実施してきた独自の取組について、この交付金を活用することにより、工夫次第で、負担の軽減、事業量の増加を図ることができます。

伐採届出の特例

計画に位置付けられた実施主体が実施する間伐等については、森林法により義務づけられている事前の伐採届出が不要となります。

農山漁村地域整備交付金

趣旨

- 都道府県又は市町村が森林基盤整備を実施するための交付金を措置することにより、農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図ります。特に森林整備においては、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を支援します。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村、森林組合等、森林所有者 等

支援対象となる作業

- 林道の開設・改良
- 林道の点検診断・保全整備事業
- 森林環境教育・健康づくり等のための森林の整備
- 市民参加による森林の整備
- 森林の生産力の回復、耕作放棄地等の林地化のための森林の造成
- スギ及びヒノキ人工林を花粉の少ない森林へ転換するための森林の造成

林道点検診断・保全整備事業

- 既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修及び更新等を支援します。

主な支援対象者：都道府県・市町村・森林組合
 支援対象作業：【点検診断】既設林道の橋梁、トンネル等を対象に健全性や耐震性に係る点検診断
 【保全整備】点検診断等の結果に基づき、測量・設計施設の補修・更新等
 支援の条件：個別施設計画を策定するための点検診断個別施設計画等に基づき実施される点検診断、補修及び更新等

架設後、長期間経過した橋梁について、老朽化が激しい



補修前

個別施設計画を策定し、補修を実施



補修後

花粉発生源対策促進事業

- スギ・ヒノキ人工林の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援します。

主な支援対象者：都道府県・市町村・森林整備法人・森林組合・NPO法人等
 支援対象作業：スギ・ヒノキ人工林の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽
 支援の条件：地域・対象年齢の制限なし
 (市町村森林整備計画への適合は必要)
 植栽に当たっては、花粉症対策苗木等(知事が認める広葉樹等を含む)を使用し、一貫作業によること。